

お知らせ

ねりま区報10月11日号は10月10日(日)の朝刊に折り込まれます

ねりま区報10月11日号は、発行日が新聞休刊日のため、10月10日(日)の朝刊に折り込まれます。▶**問合せ**:広報係 ☎5984-2690

東京都基準地価格がご覧になれます

区内の東京都基準地価格(1㎡当たりの価格を公表したもの。令和3年7月1日現在)が区民事務所(練馬を除く)や図書館、経理用地課(区役所東庁舎3階)、東京都財務局ホー

赤い羽根共同募金にご協力を12/31(金)まで

問合せ 練馬区社会福祉協議会 ☎3992-5600



ムページ(<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kijunchi/>)でご覧になれます。▶**問合せ**:経理用地課管財係 ☎5984-2807

「わたしの便利帳」を発行(令和3年度更新版)

区の窓口・サービスなどを掲載した「わたしの便利帳」の更新版を発行します。区の地図(裏面は防災地図)も同封しています。▶**配布場所**:区民事務所、地区区民館、区役所庁舎案内(本庁舎1・2階)、広聴広報課(同7階)など▶**問合せ**:広聴広報課庶務係 ☎5984-2694

小冊子「学びと文化のイベント情報」を発行

今年度下半期に区内で開催する文化イベントや講座などを紹介する冊子です。▶**配布場所**:区民事務所(練馬を除く)、図書館、生涯学習センター、生涯学習センター分館、区民情報ひろば(区役所西庁舎10階)、文化・生涯学習課(同本庁舎8階)など▶**問合せ**:生涯学習センター ☎3991-1667

東京都の最低賃金を改正

東京都最低賃金を、10月1日(金)か

ら、時間額1,041円に改正しました。区内で働く全ての労働者に適用されます。▶**問合せ**:東京労働局賃金課 ☎3512-1614、東京都働き方改革推進支援センター ☎0120-232-865

若者自立支援事業(ねりま若者サポートステーション・居場所)①利用説明会②家族懇談会

▶**対象**:15~49歳の未就労やひきこもりなどの状態にある方の家族・支援者▶**日時**:10月16日(土)①午後2時~3時②午後3時10分~4時30分 ※①本人の参加も可。▶**場所**:男女共同参画センターえーる▶**定員**:30名(先着順)▶**申込**:電話でねりま若者サポートステーション ☎5848-8341(木・日曜を除く)

子ども読書活動推進会議の区民委員を追加募集

子どもの読書活動を推進するための計画や事業について検討する会議の区民委員を追加募集します。会議は、区民や学識経験者、学校関係者などで構成され、年3回程度開催します。 ※交通費程度の謝礼あり。▶**対象**:区内在住で、18歳以下のお子さんがいる方▶**任期**:11月から2年

▶**場所**:光が丘図書館など▶**募集人数**:2名程度(書類選考)▶**申込**:①「練馬区の子どもの読書活動の推進について」をテーマとした作文(800字程度)②応募動機(400字程度)③住所・氏名(ふりがな)・年齢・電話番号・お子さんの年齢・区の委員の経験がある方はその名称と任期を書いたものを、10月15日(必着)まで持参または郵送で〒179-0072光が丘4-1-5 光が丘図書館 ☎5383-6500 ※様式自由。返却不可。

10月11日~20日は全国地域安全運動「守ろうよ わたしの好きな 街だから」

ATMを使用した詐欺被害が発生しています。「ATMコーナーでの携帯電話の通話をしない、させない」ようにすることで被害を防ぎましょう。▶**区の担当**:安全安心係▶**問合せ**:警察署【練馬 ☎3994-0110、光が丘 ☎5998-0110、石神井 ☎3904-0110】



子どもを虐待から守るために ~11月は児童虐待防止推進月間

問合せ 練馬子ども家庭支援センター ☎3993-8155



区は、虐待防止のためのネットワークづくりなど、虐待の予防と早期発見に努めています。気になることがあればすぐにご相談ください。今回、子ども虐待防止オレンジリボン運動(※)の推進のため、講演会などを行います。 ※オレンジリボンには、児童虐待を防止するというメッセージが込められています。

子どもへの虐待とは

- 身体的虐待…殴る、蹴る、戸外に閉め出すなど
- 性的虐待…性的暴力、性的行為の強要など
- 養育の放棄(ネグレクト)…不潔なまま放置する、食事を与えない、車内・室内に放置する、同居人による虐待を放置するなど
- 心理的虐待…言葉による暴力、無視、兄弟・姉妹間での差別、子どもに家庭内暴力を見せるなど

体罰は禁止です

虐待にエスカレートする可能性があるため、法律で保護者による体罰や暴言は禁じられています。子どもの健やかな成長を最優先にして、体罰のない子育てをしましょう。

子どもを守る義務があります

虐待を受けたと思われる子どもを発見した方には、通告する義務があります。地域に気掛かりなお子さんがいたら、まずは子ども家庭支援センターへ連絡してください。

ひとりで悩むより、まず相談

児童虐待の背景には、子育ての不安や経済的問題、健康問題など、さまざまな要因があります。下表の窓口では、相談を受け付け、必要なサービスの紹介や専門機関の案内をしています。



相談窓口	問合せ	受付日時
練馬子ども家庭支援センター(虐待相談・通告)	☎0120-248-551	月~土曜8:30~19:00(土曜は17:00まで) ※祝休日を除く。
児童相談所虐待対応ダイヤル(子育て相談・通告)	☎1189(いちはやく)	毎日24時間
子ども家庭支援センター(子育て相談)	貫井 ☎3577-9820、光が丘 ☎5997-7759 大泉 ☎3925-6713、関 ☎5927-5911	月~土曜9:00~17:00 ※祝休日を除く。
	練馬駅北分室 ☎6758-0141	月~土曜9:00~19:00(土曜は17:00まで) ※祝休日を除く。

生命にかかわるような緊急時には警察へ!

11/13(土) 養育家庭体験発表会と講演会

第1部 13:30~14:35 里親による養育家庭体験発表会

第2部 14:50~16:20 講演会「たたかない怒鳴らない子育て~今日から使えるイライラしない子育てのヒント」

▶**場所**:生涯学習センター▶**講師**:子育てアドバイザー/高相常子▶**定員**:130名(先着順)▶**申込**:電話またはファクス、区ホームページ「電子申請」で①催し名②住所③氏名(ふりがな)④電話番号⑤参加人数を、11月11日(木)までに練馬子ども家庭支援センター ☎3993-8155 FAX 3993-8215 ※保育室(生後58日以上)の未就学児対象。定員10名)を利用したい方は、11月4日(木)までにお知らせください。 ※手話通訳あり。

10/30(土)~11/12(金) 児童虐待防止パネル展示

▶**日時**:10月30日(土)~11月12日(金)午前8時45分~午後8時(12日は正午まで)▶**場所**:区役所本庁舎2階通路